

マイナンバー制度対応と 地域情報プラットフォームの活用 - PIAを中心に -



2014年12月9日

一般財団法人 全国地域情報化推進協会

番号制度の目的

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。（出典：「マイナンバー－社会保障・税番号制度－」 平成26年2月内閣官房社会保障改革担当室）



マイナンバーを使った個人情報の検索
マイナンバーを使った個人情報の名寄せ（照合）
マイナンバーを使った個人情報の連携（提供、収集）

ただし、法の許す範囲で…

番号制度の概要

大きくは、付番・情報連携・本人確認からなる

◎個人に

- ①悉皆性（住民票を有する全員に付番）
- ②唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）
- ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）
- ④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな「個人番号」（マイナンバー）を付番する仕組み。

◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

③本人確認

◎複数の機関において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

- 連携される個人情報の種別やその利用事務をマイナンバー法で明確化
- 情報連携に当たっては、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付け（※ただし、官公庁が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除く）

◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み

◎個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組み。

- ICカードの券面とICチップに個人番号と基本4情報及び顔写真を記載した個人番号カードを交付
- 正確な付番や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組み

出典：「マイナンバー－社会保障・税番号制度－」平成26年2月内閣官房社会保障改革担当室

番号制度の概要

大きくは、付番・情報連携・本人確認からなる

特定個人情報の提供

個人番号の利用

- ◎個人に
①悉皆性(住民登録等)
②唯一無二性
③「民」の属性
④最長生存性
新たな個人番号

運用

- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付番する仕組み。

①付番

②情報連携

③本人確認

- ◎複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号等を用いて個人を識別する仕組み

バック
オフィス

ワーカンシップの実現を義務付け
(※ただし、市町村が所有権義務者として所轄の税務署に譲渡登記票を提出する場合などは除く)

連携

名寄せ

フロント
オフィス

犯罪等を防ぐ観点から不可欠な仕組み

検索

出典:「マイナンバー-社会保障・税番号制度-」(平成26年2月) 内閣官房社会保障改革担当室

番号の利用分野

– 個人番号と特定個人情報 –

個人番号の利用範囲

「個人番号」は別表1の範囲で利用が許されている

第九条

別表1に掲げる事務処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、個人情報を効率的に検索、管理するのに必要な限度で「個人番号」を利用することができる。(第一項)

福祉、保健・医療、地方税、防災に関する事務であって、条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて、「個人番号」を利用することができる。(第二項)



別表1 + 独自の条例 = 「個人番号利用事務」

個人番号の利用範囲

別表第一 1~97

八 市町村長	給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

特定個人情報の提供制限

「特定個人情報」の提供をしてはならない

第十九条

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、
特定個人情報の提供をしてはならない

例外として、

第一項、第二項： **個人番号利用事務等の実施**のために本人等に提供する
第三項： 本人又はその代理人が**個人番号利用事務等実施者**に提供する
第七項： **別表2**に掲げられているもの

etc.

第十五条： 第十九条に該当するもの以外は他人に**個人番号の**提供を求めてはならない
第二十条： 第十九条に該当するもの以外は**特定個人情報を**収集・保管してはならない

特定個人情報の提供制限

別表第二 1~119

十 市町村長	費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
もの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

条例制定の必要性

別表1の範囲外で利用するには条例が必要

窓口は別表1の事務の通りですか？



複数の事務、複数の手続きをまとめるなど、現状の流れを維持するには条例が必要かも

条例制定の必要性

特定個人情報の連携にも条例が必要となることも

ガイドライン3章

**番号法第9条第2項の条例の定め方としては、(あ)番号法別表第一に規定されていない地方公共団体の独自事務を利用する場合を規定するだけでなく、
(い)別表第一に規定されている事務についても複数の事務間で特定個人情報の授受を行う場合には、その旨を定めるべきである。**
具体的には、番号法別表第一の上欄及び下欄に相当する①個人番号を利用する機関、②個人番号を利用する事務、だけではなく、同法別表第二の第四欄に相当する③当該事務を処理するために必要な特定個人情報を明示すべきである。

特定個人情報と個人情報の区別



特定個人情報は個人情報の一種だが明確な区別が必要

提供や収集・保管が制限(19条、20条)

特定個人情報ファイルの作成の制限(28条)

目的外利用を生命・財産の保護や激甚災害などに限定
(29条)



個人情報と特定個人情報を明確に区別し、
必要な条例改正、制定を行う

特定個人情報の制限

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を**収集し、又は保管してはならない。**

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、**個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。**

(地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護)

第三十一条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が**保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。**

システムへの影響と 特定個人情報保護評価 – システム改修の想定 –

特定個人情報保護委員会



※番号法及び関係政令に基づき2014年(平成26年)1月1日設置

任務

番号法に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名(合計7名)の合議制 (平成26年中は委員長1名及び委員2名(計3名))

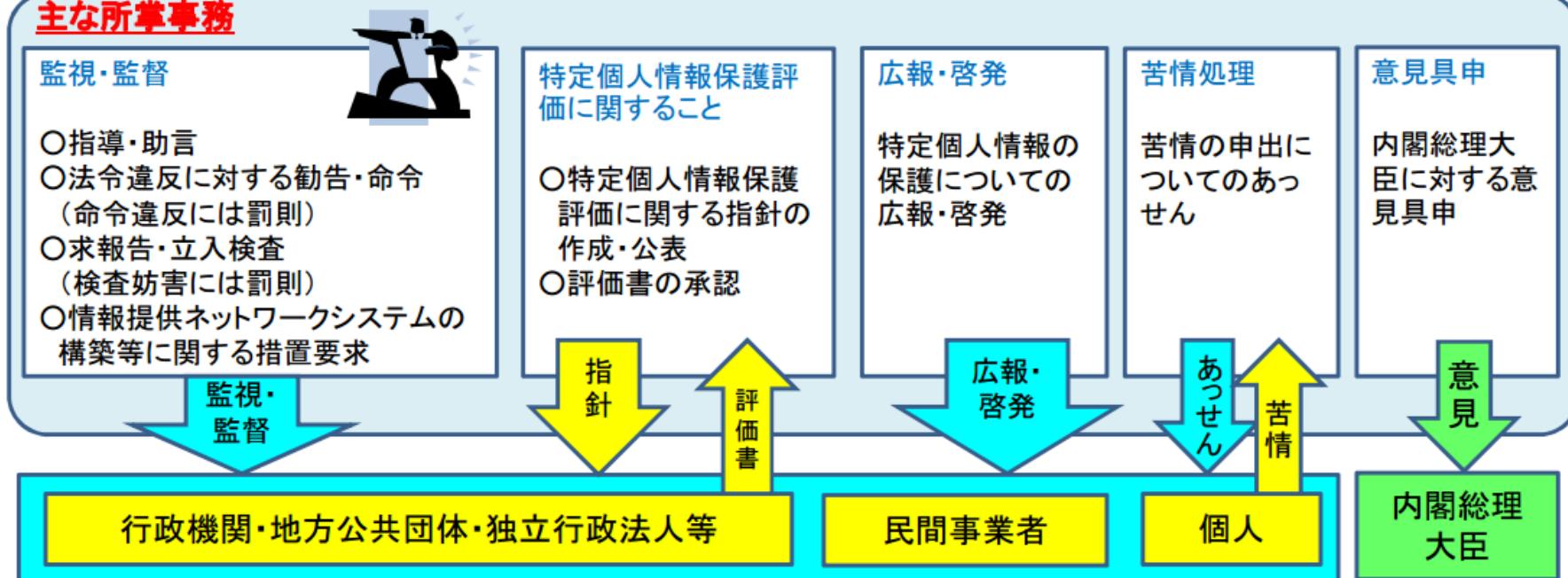
(個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む)

- ・委員長(常勤) 堀部政男(元一橋大学法学部教授)
- ・委員(常勤) 阿部孝夫(元川崎市長)
- ・委員(非常勤) 手塚悟(東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授)

○委員長・委員は独立して職権行使 (独立性の高い、いわゆる3条委員会)

○任期5年・国会同意人事

主な所掌事務



出典:「特定個人情報保護評価の概要」平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価の基本理念

特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での**制度上の保護措置の1つ**であり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、**個人のプライバシー等の権利利益を保護すること**を基本理念とする。

特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の**権利利益の侵害の未然防止**
- 国民・住民の**信頼の確保**

特定個人情報保護評価(PIA)



3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて**自ら評価する**ものである。

評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが**個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測**した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このような**リスクを軽減するための適切な措置を講じてることを確認**の上、基礎項目評価書、重点項目評価書又は全項目評価書（以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。）において**自ら宣言する**ものである。

出典：特定個人情報保護評価指針

特定個人情報保護評価(PIA)



公表

特定個人情報保護評価(PIA)



(特定個人情報保護評価)

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の特定個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、特定個人情報保護委員会規則で定める事項

行政機関の長等

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)第二条第一項に規定する行政機関をいう。

...

行政機関の長等(行政機関の長、**地方公共団体の機関**、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)並びに第十九条第七号に規定する**情報照会者及び情報提供者**をいう。

特定個人情報保護評価(PIA)



特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- ...
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

特定個人情報ファイルの「保有」とは…

- 番号法別表第一(第9条関係)の下欄に掲げる事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合のほか、行政機関の長等が番号法第19条第11項から14項までのいずれかに該当するなどして、特定個人情報ファイルを保有する場合も含まれる。

出典：「特定個人情報保護評価の概要」 平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価(PIA)



第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき(第十号に規定する場合を除く。)。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七條又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものをを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第五十二条第一項の規定により求められた特定個人情報保護委員会に提供するとき。

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第五十三条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。

特定個人情報保護評価(PIA)



特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、**特定個人情報ファイルを取り扱う事務。**

特定個人情報ファイル

- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、**評価実施機関が定めることができる。**

出典：「特定個人情報保護評価の概要」 平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価指針

第4 特定個人情報保護評価の対象

2 特定個人情報保護評価の単位

特定個人情報保護評価は、原則として、法令上の事務ごとに実施するものとする。番号法の別表第一に掲げる事務については、原則として、別表第一の各項の事務ごとに実施するものとするが、各項の事務ごとに実施することが困難な場合は、1つの項に掲げる事務を複数の事務に分割して又は複数の項に掲げる事務を1つの事務として、特定個人情報保護評価の対象とすることができます。別表第一以外の番号法の規定、番号法以外の国の法令又は地方公共団体が定める条例に掲げる事務についても、評価実施機関の判断で、特定個人情報保護評価の対象となる事務の単位を定めることができます。

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- イ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
- ウ 対象人数が1000人未満の事務
- エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

出典：「特定個人情報保護評価の概要」 平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価に関する規則 第四条

特定個人情報保護評価(PIA)

特定個人情報ファイルとは

- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。

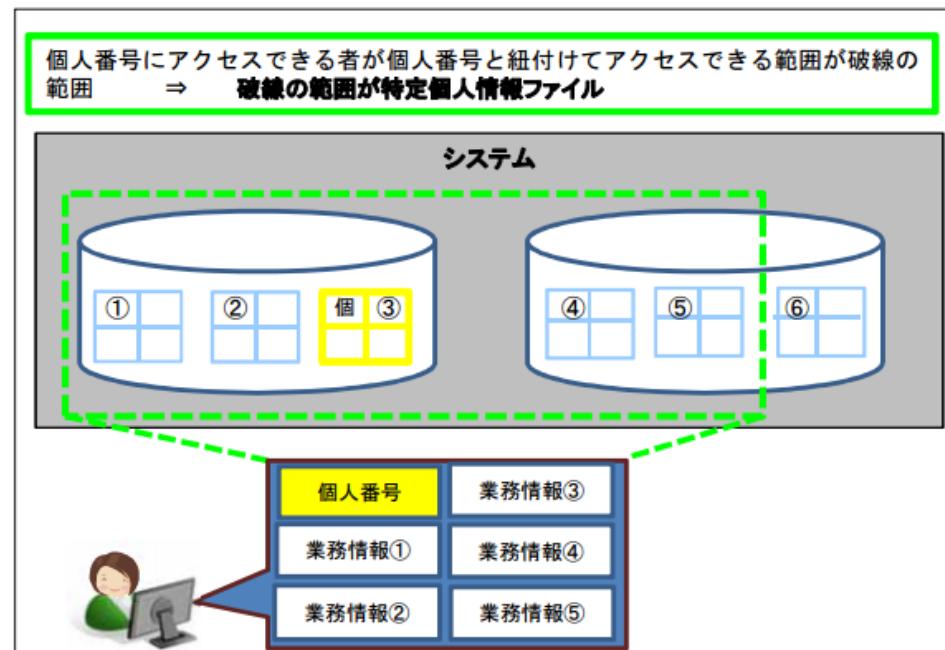


テーブル



データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合



出典：「特定個人情報保護評価の概要」 平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

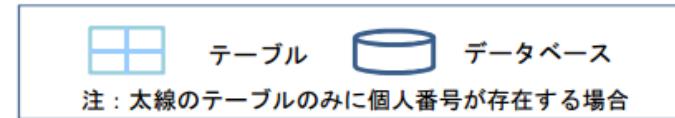
特定個人情報保護評価(PIA)



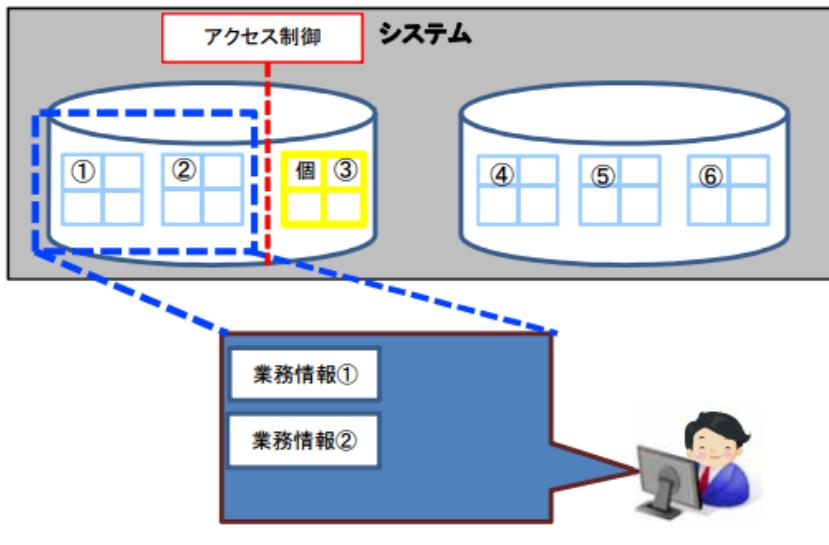
- アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルには該当しない。



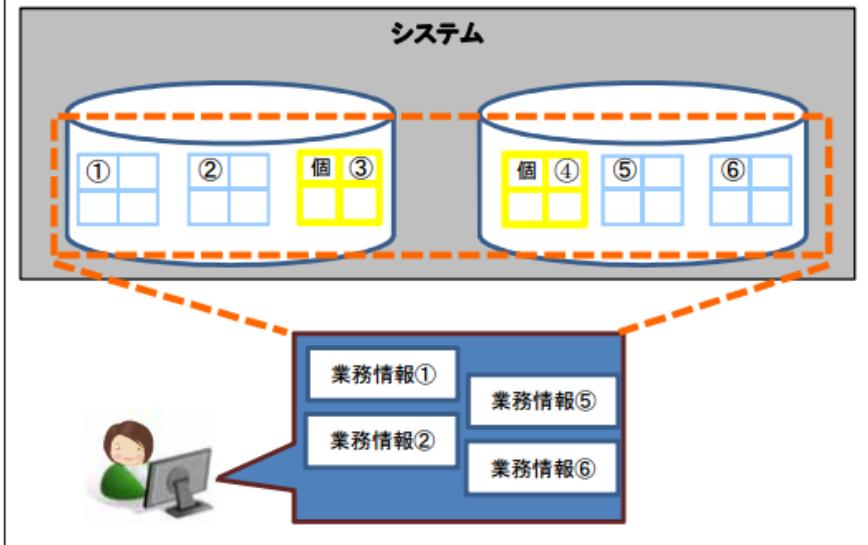
- 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合などは、特定個人情報ファイルに該当する。



破線のテーブルにアクセスできる者は、アクセス制御により個人番号にアクセスできない ⇒ 破線の範囲は特定個人情報ファイルではない



個人番号にアクセスできないが、システム内部で個人番号が検索キーとして利用され、個人番号により紐付けてアクセスできる
⇒ 破線の範囲は特定個人情報ファイル

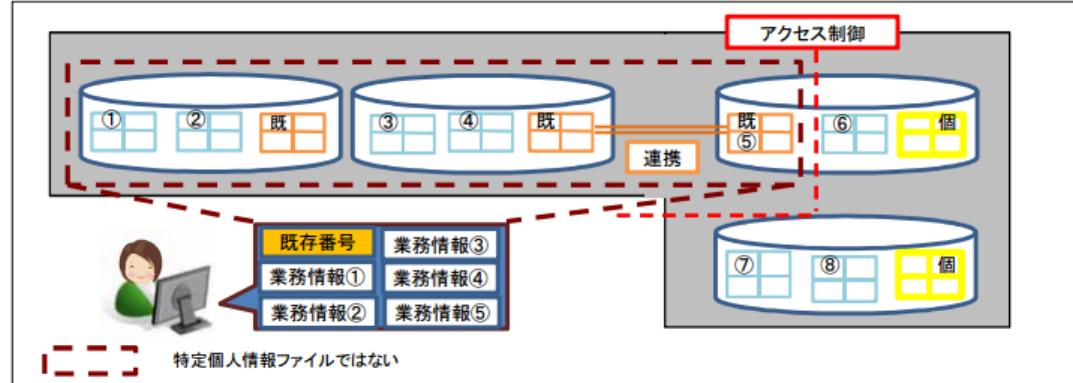


出典: 「特定個人情報保護評価の概要」 平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

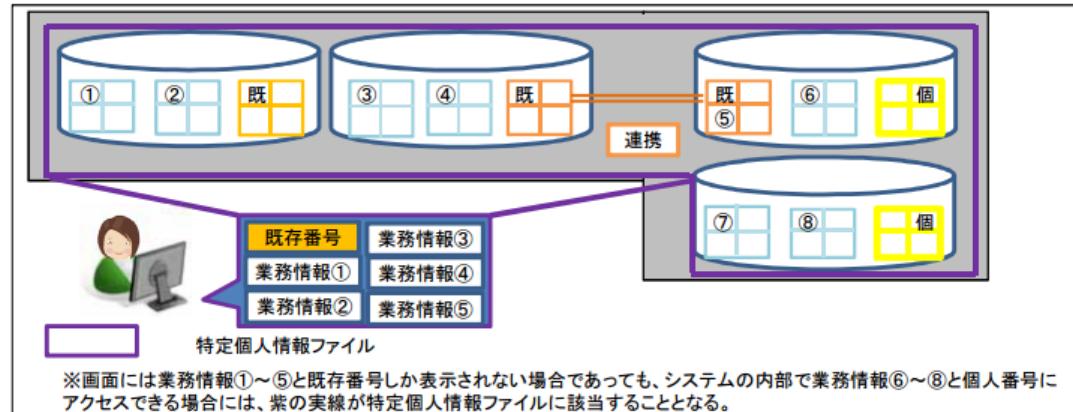
特定個人情報保護評価(PIA)

既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報には該当しない。



既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。

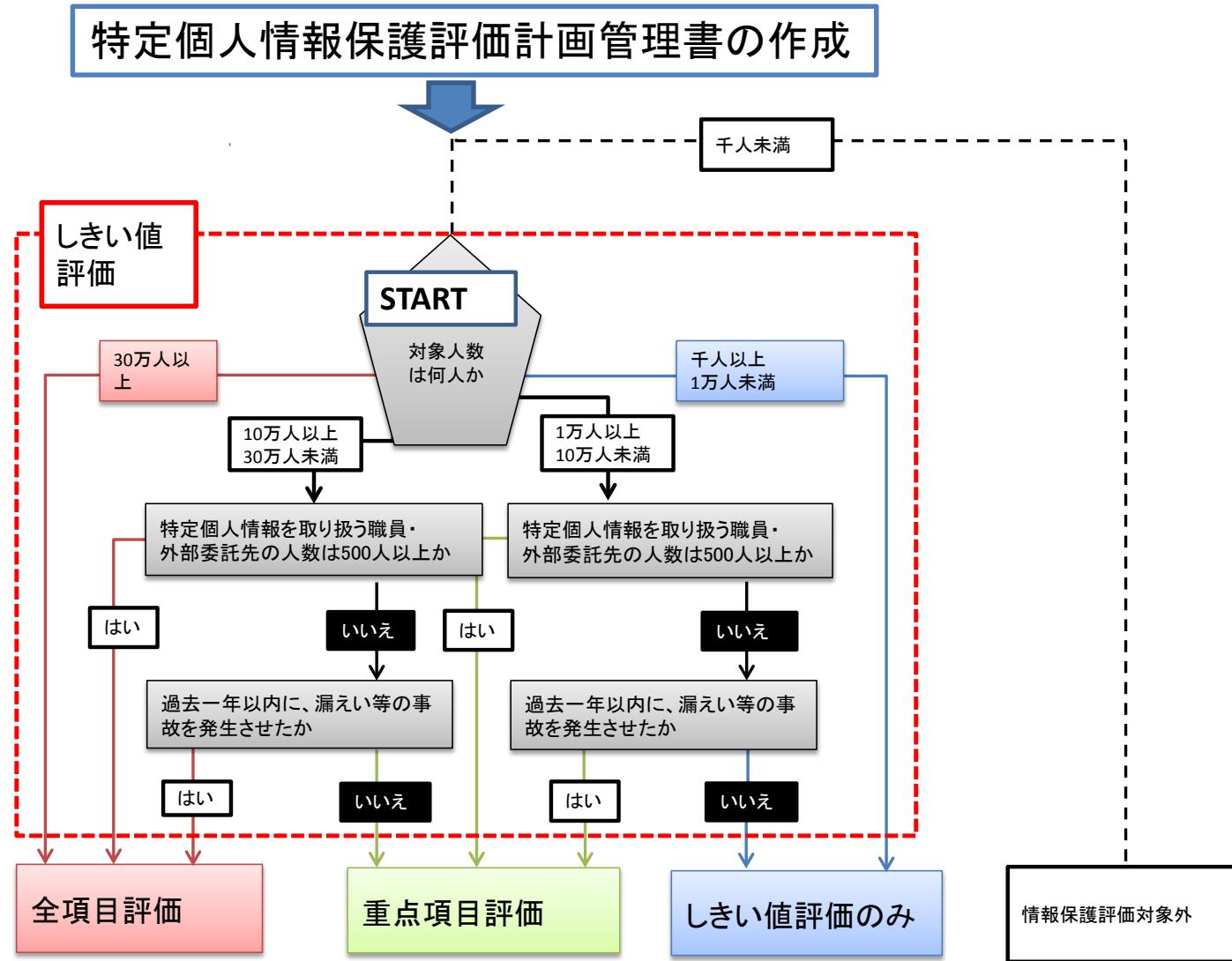


出典：「特定個人情報保護評価の概要」 平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価(PIA)



＜実施フロー図＞



出典：内閣官房ホームページをもとに作成

特定個人情報保護評価(PIA)



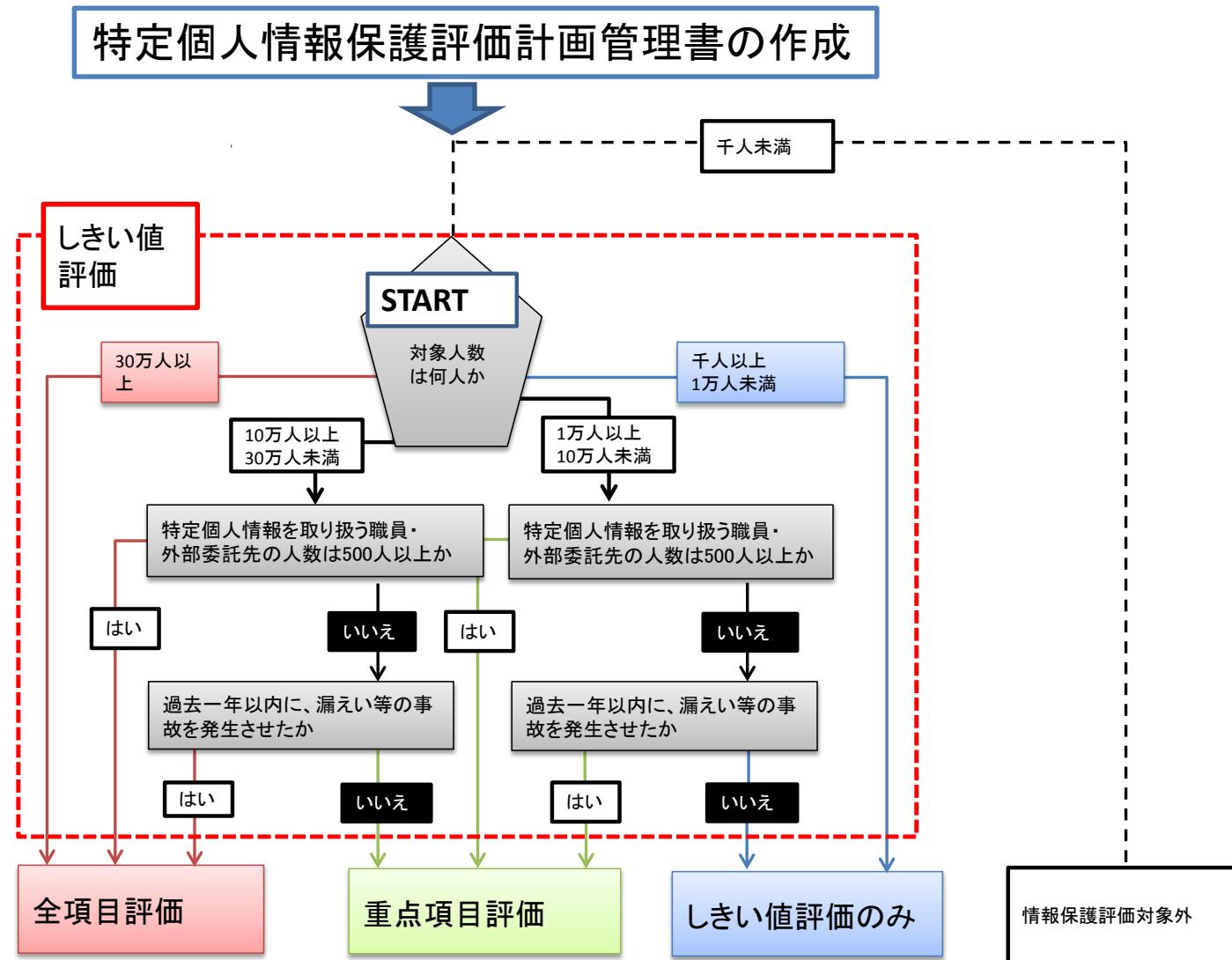
特定個人情報保護評価の再実施

		基礎項目評価	重点項目評価／全項目評価	
評価の 再実施	重要な変更 (個人番号の利用、特定個人情報の使用目的等)	—	重要な変更を加える前に評価の再実施が必要	
	しきい値判断の変更	—	新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合、速やかに再実施が必要	
	一定期間(5年)経過前	評価を再実施するよう努める		
修正	重要な変更にあたらぬ い変更	速やかに修正し委員会へ提出した上で公表が必要		
	評価書の見直し	少なくとも1年に1度、記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するように努める		
	<行政機関のみ> 事前通知事項の変更	必要なし	変更前に修正	

出典：「特定個人情報保護評価の概要」平成26年6月3日 特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護評価(PIA)

< 実施フロー図 >



出典：内閣官房ホームページをもとに作成

特定個人情報保護評価(PIA)

< 実施フロー図 >

特定個人情報保護評価計画管理書の作成



千人未満

評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書(様式1参照)を作成するものとする。

評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

最初の特定個人情報保護評価書の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出する

その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出する

出典：特定個人情報保護評価指針

全項目評価

重点項目評価

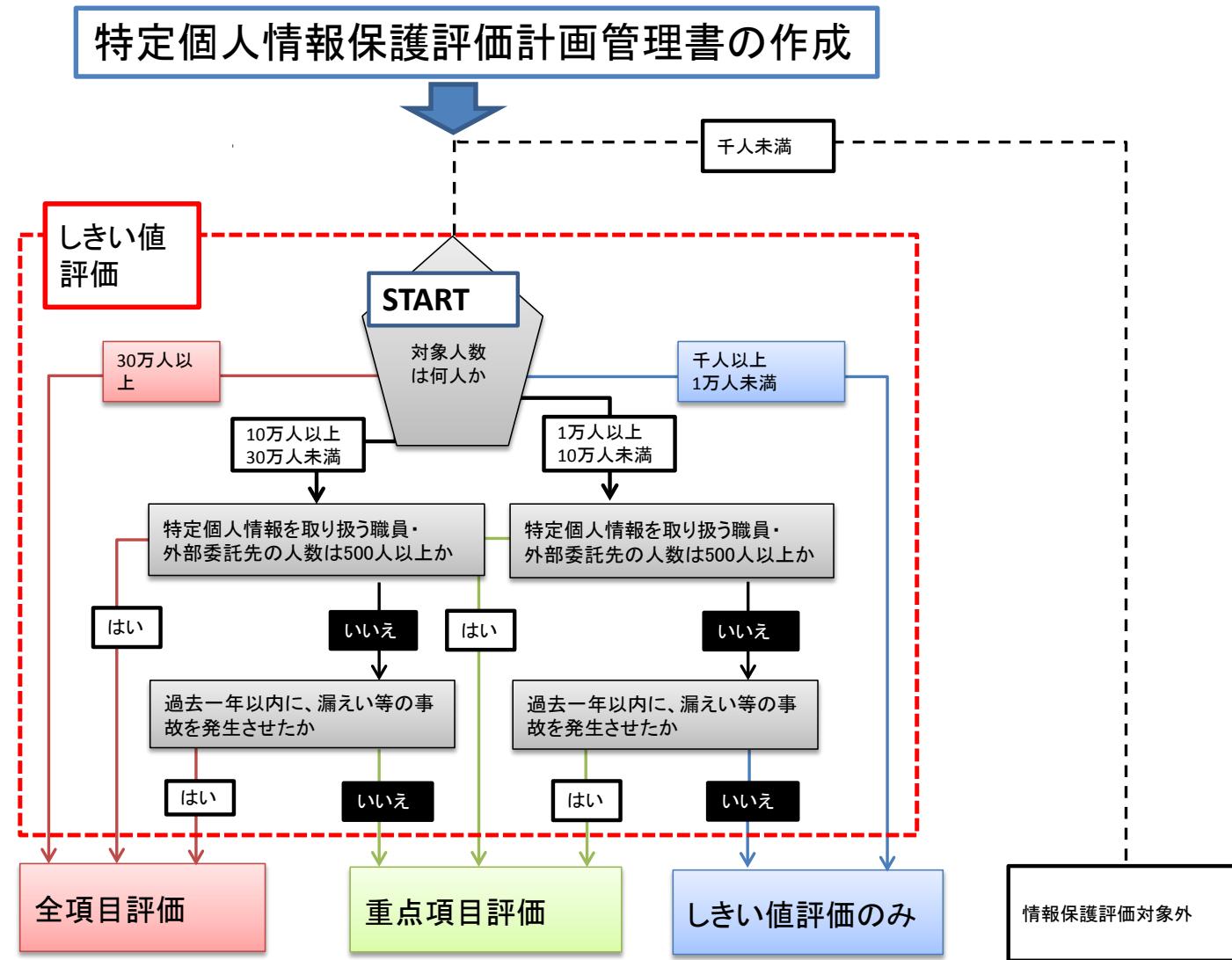
しきい値評価のみ

情報保護評価対象外

出典：内閣官房ホームページをもとに作成

特定個人情報保護評価(PIA)

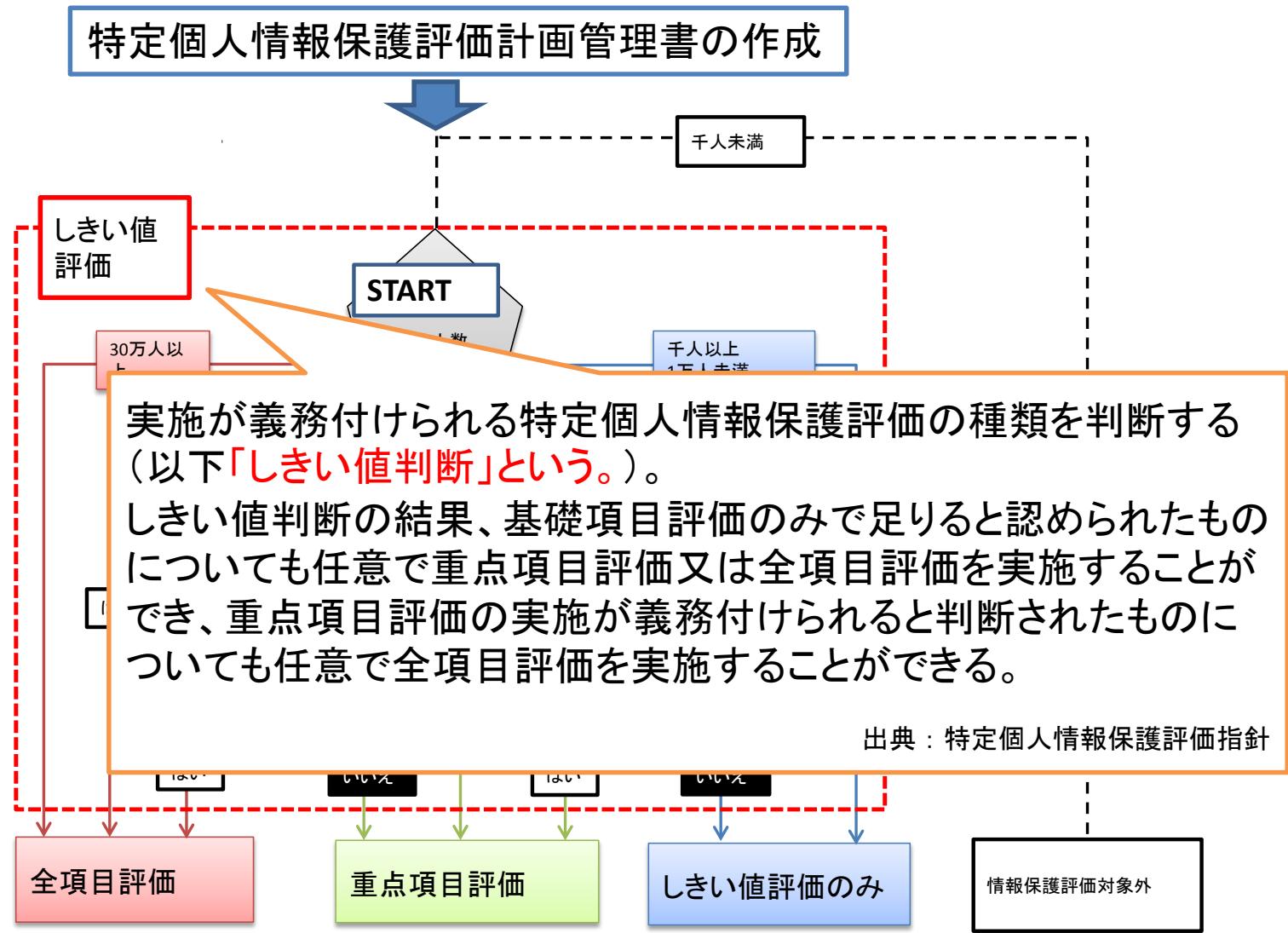
< 実施フロー図 >



出典：内閣官房ホームページをもとに作成

特定個人情報保護評価(PIA)

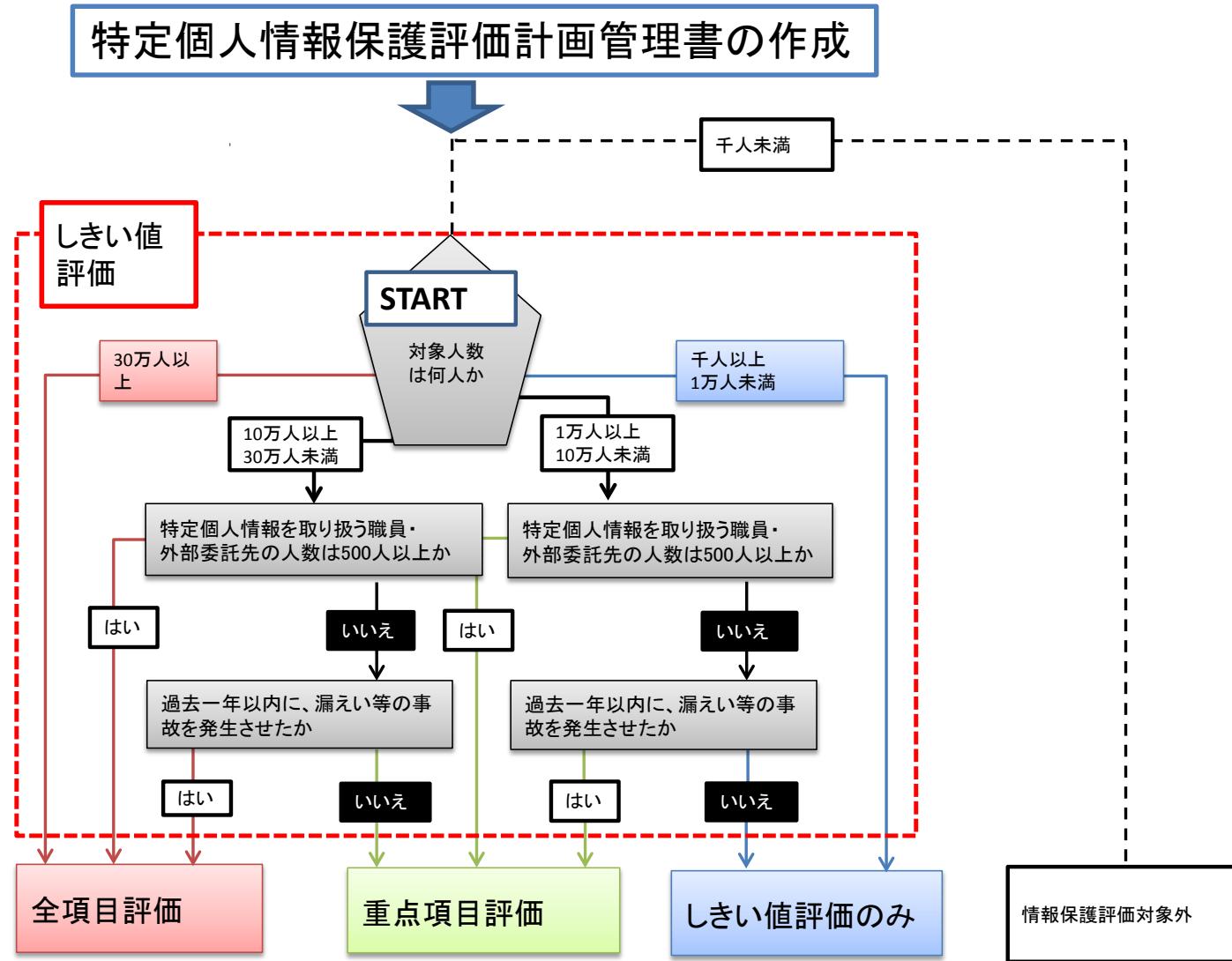
< 実施フロー図 >



特定個人情報保護評価(PIA)



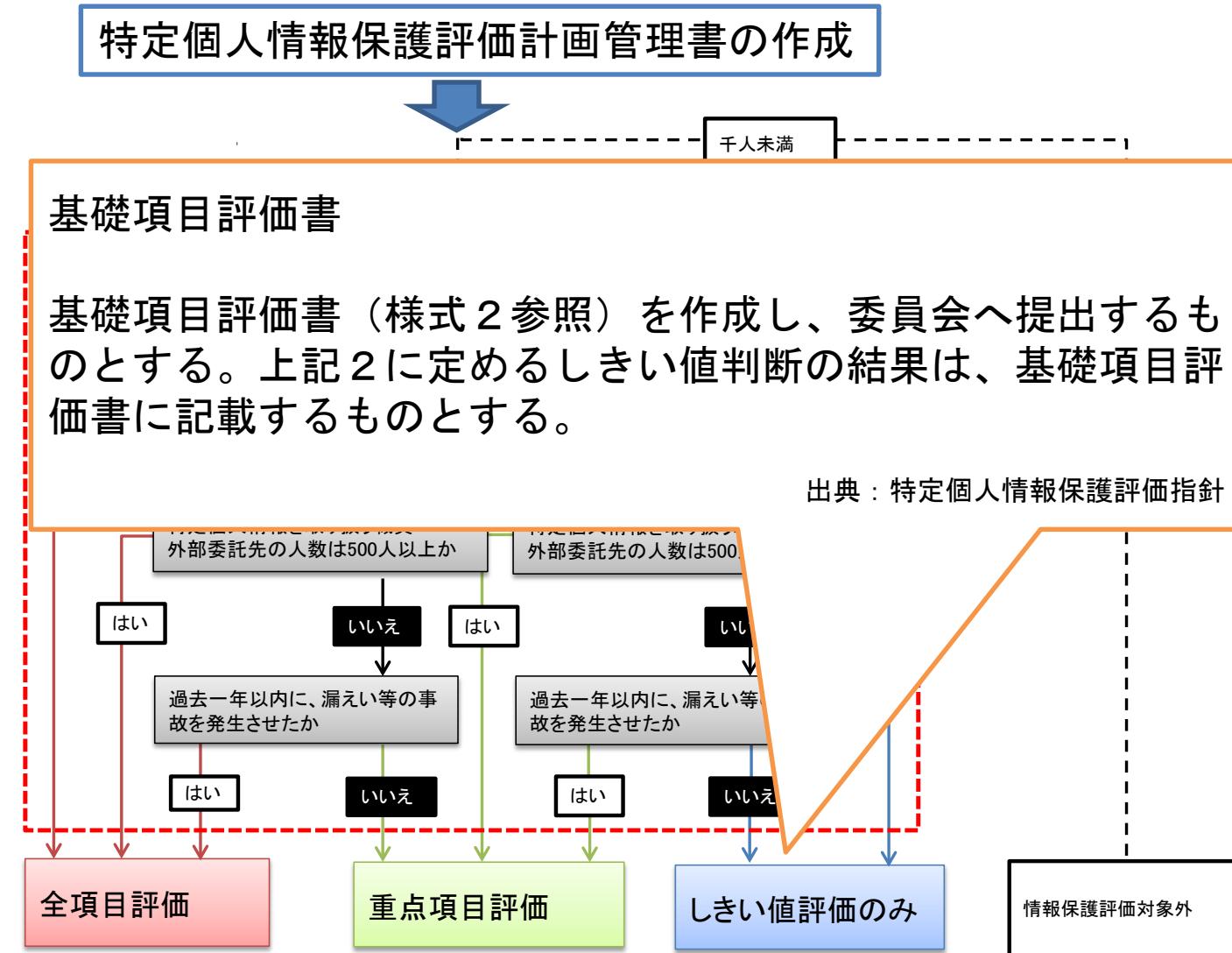
＜実施フロー図＞



出典：内閣官房ホームページをもとに作成

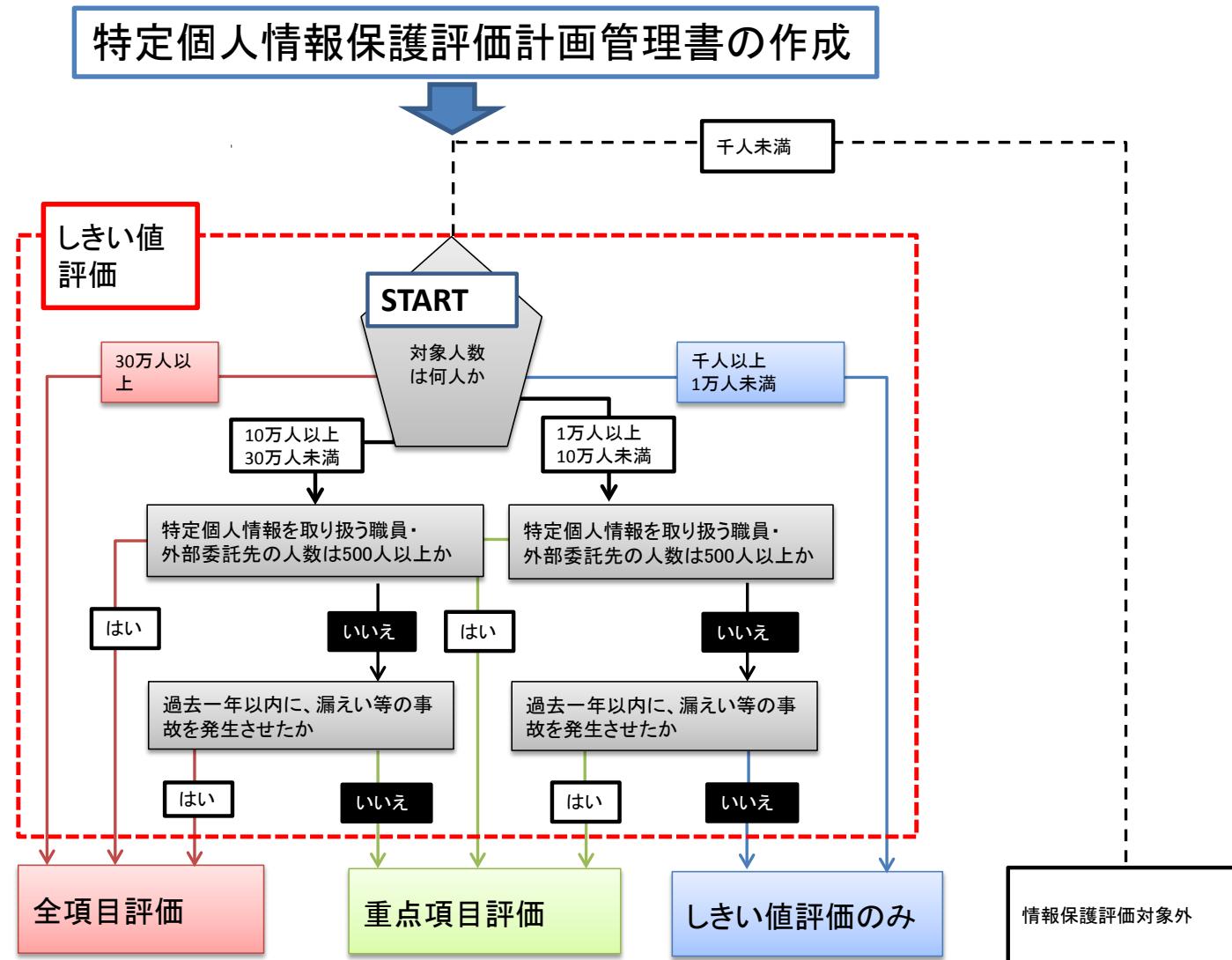
特定個人情報保護評価(PIA)

< 実施フロー図 >



特定個人情報保護評価(PIA)

< 実施フロー図 >

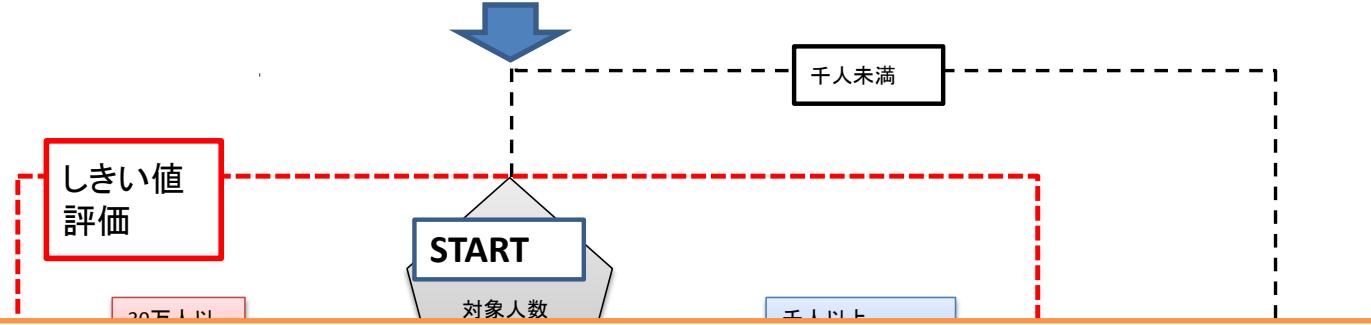


出典：内閣官房ホームページをもとに作成

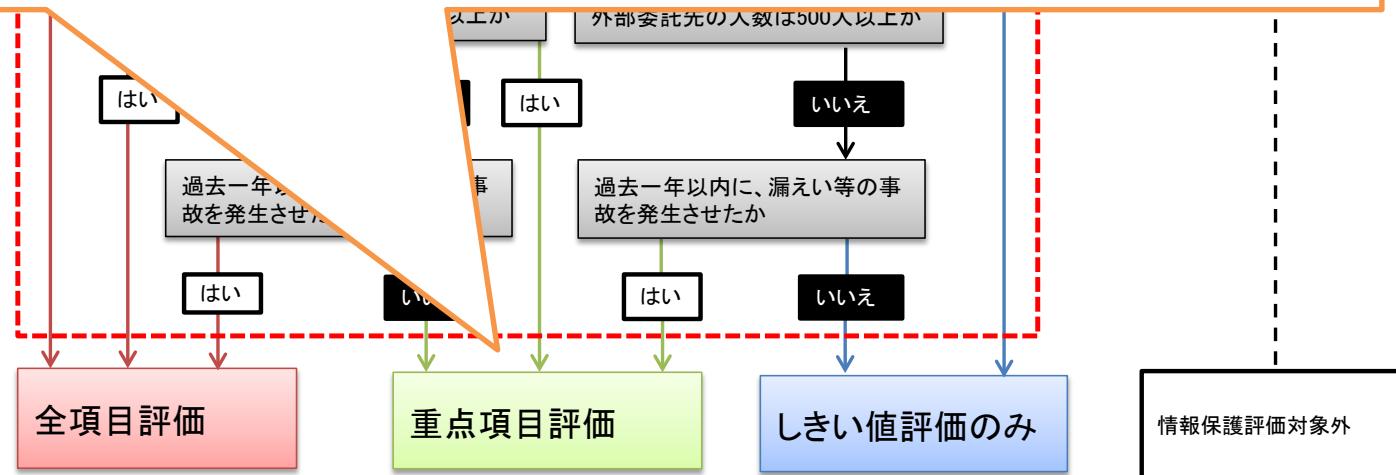
特定個人情報保護評価(PIA)

< 実施フロー図 >

特定個人情報保護評価計画管理書の作成

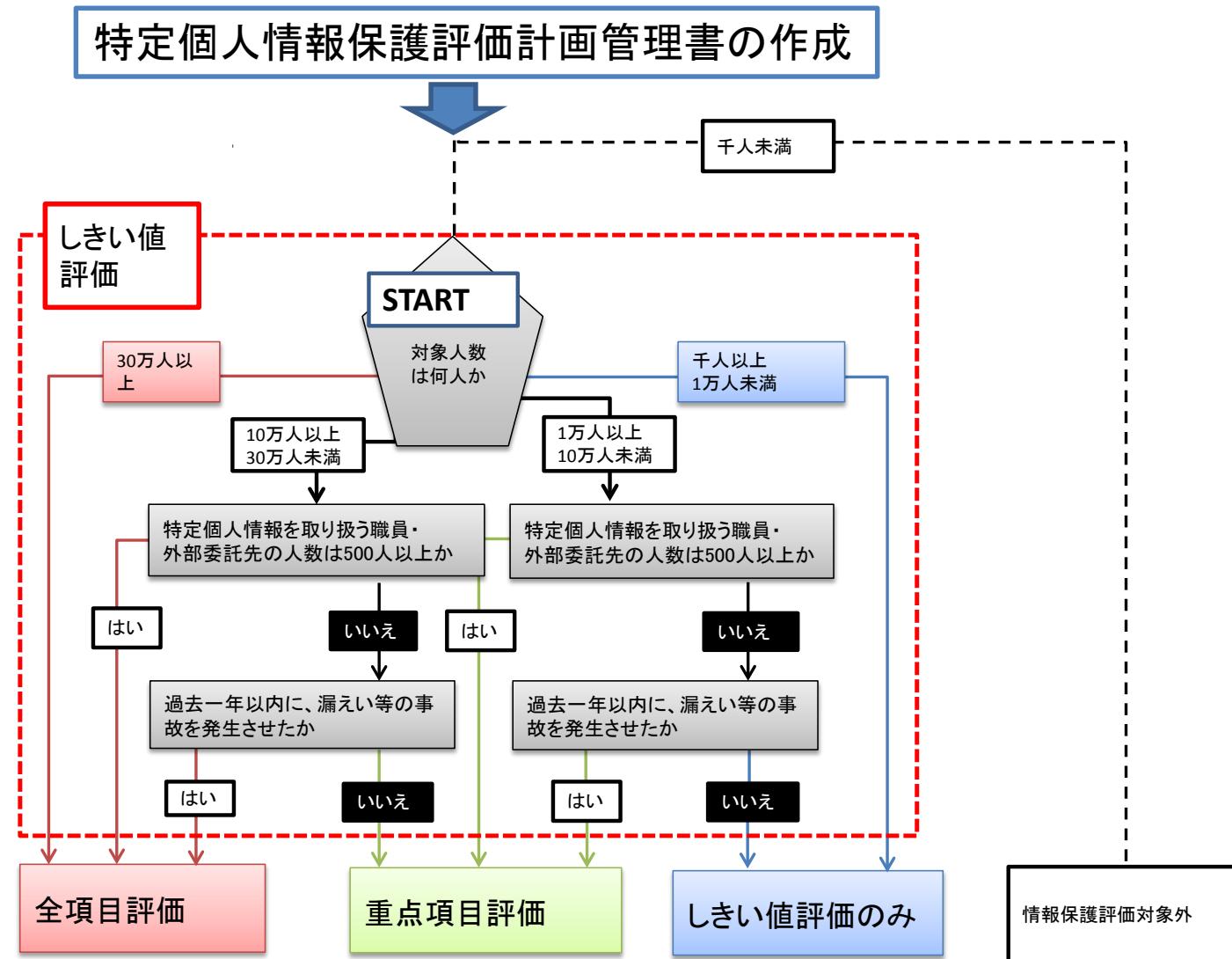


出典：特定個人情報保護評価指針



特定個人情報保護評価(PIA)

< 実施フロー図 >



出典：内閣官房ホームページをもとに作成

特定個人情報保護評価(PIA)

< 実施フロー図 >

全項目評価書

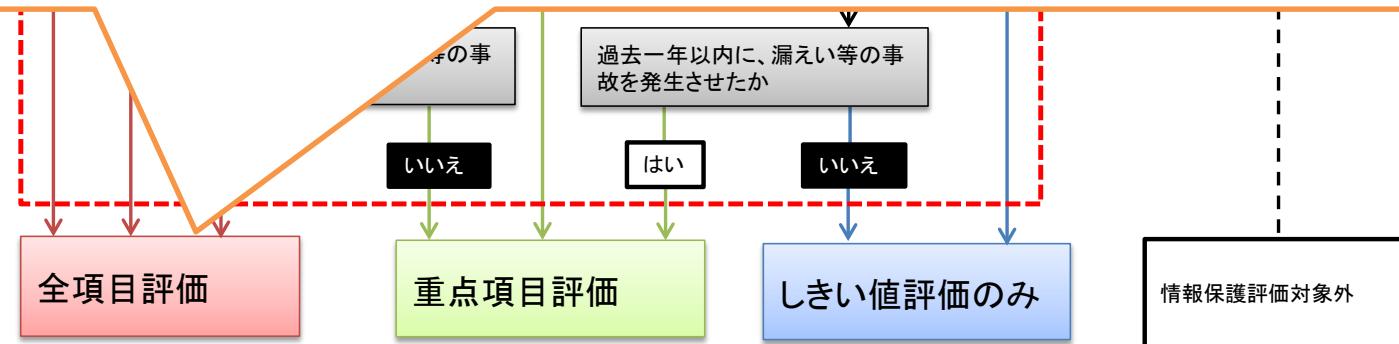
地方公共団体等は、全項目評価書を作成した後、規則第7条第1項の規定に基づき、**全項目評価書を公示して広く住民等の意見を求め、これにより得られた意見を十分考慮した上で全項目評価書に必要な見直しを行うものとする。**ただし、公表しないことができる全項目評価書又は項目（下記（4）参照）については、この限りではない

全項目評価書を公示し住民等からの意見を聴取する期間は**原則として30日以上**とする。

公示し住民等の意見を求め、必要な見直しを行った全項目評価書について、規則第7条第4項の規定に基づき、**第三者点検を受けるものとする。**

第三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとする。

出典：特定個人情報保護評価指針



出典：内閣官房ホームページをもとに作成

特定個人情報保護評価(PIA)



重点項目評価

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
- 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
- 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
- 1. 特定個人情報ファイル名
- 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
- 3. 特定個人情報の使用
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
- 7. 特定個人情報の保管・消去
- 8. 監査
- 9. 従業者に対する教育・啓発
- 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
- 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
- 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

全項目評価

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
- 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
- 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- 1. 特定個人情報ファイル名
- 2. 特定個人情報の入手
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
- 3. 特定個人情報の使用
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
- 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
- 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
- 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
- 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

特定個人情報に関して、正しくガバナンスすることが必須です

特に

「全項目評価」

は第三者点検やパブコメがあって大変です



できるだけ回避したいところです しかし、
「特定個人情報」の扱いを明確にし、掌握することは非常に重要でもあります

専用のページを立ち上げています

詳細は、APPLIC 番号制度ポータルへ
<http://www.applic.or.jp/mynumber/>

会員以外の自治体は、ID申請が必要です。
お問い合わせ下さい

